改正後 改正前

|2 道路慄識、区面線及び道路慓示と関する命令(昭和三十五年総理府・ 建設省令第三号。以下「慄鸛令」という。)別表第一案内慓鶲の部分の | 都存県(102-B)の頃、人口の方向(103-A・B)の頃、人口の予告 (104)の頃、方面及び距離(106-B)の頃、方面及び車線(107-A・ B) の頃、大面及び方向 (108の2-C~E) の頃、出口の予告 (109) の頃、方面及び出口の予告(110-A)の頃、方面及び出口の予告(110 -B)の頃、方面、車線及び出口の予告(111-A)の頃、方面、車線及 び出口の予告(111−B)の頃、方面及び出口(112−A)の頃、方面及 *Ď田口(112-B)の麼、田口(113-A・B)の麼、キーガK・H>ト ^ **酒の鰈の予却 (116の2-A) の倒、 サーガス・H カア、 酒の鰈の予却 (116** の2-B) 6両、キーガス・Hコア (116の3-A) 6両、キーガス・H ○四、共純器画作(116の6)○四、器画家(117-A)○四、器画家(117 ○暦、 韓酒佐県酒梅中(118の2-A)の暦、 韓酒佐県酒梅中(118の2 総重量限度緩和指定道路(118の4-A)の項、総重量 限度緩和指定道路(118の4-B)の頃、 青さ艰英矮和悄定道路(118) 5-A)の頃、高さ張英籐和指定道路(118の5-B)の頃、高さ張英籐 頃、道路の通称名(119-C)の頃、道路の通称名(119-D)の頃及び まわり道(120-A・B)の頃に定める案内標識の標識板(標識の標示板

第一条~第二十回条(路)

|2 道路慄識、区画線及び道路瞟示に関する命令(昭和三十五年総理中・ 建設省令第三号。以下「慄職令」という。)別表第一案内標識の部分の | 都存県(102-B)の頃、人口の方向(103-A・B)の頃、人口の予告 (104)の頃、方面及び距離(106-B)の頃、方面及び車線(107-A・ B) の頃、大面及が大向 (108の2-C~E) の頃、出口の予告 (109) の頃、方面及び出口の予告(110-A)の頃、方面及び出口の予告(110 -B)の頃、方面、車線及び出口の予告(111-A)の頃、方面、車線及 び出口の予告(111-B)の項、方面及び出口(112-A)の頃、方面及 ′5田□(112−B)の厨′ 田□(113−A・B)の厨′ キールK・H⊃K′ - 酒の駅の予告 (116の2-A)の頃、サーブス・Hシア、酒の駅の予告 (116 O(2-B) のO(2-B) のO(⇒ト(116の3−B)6暦、帯純뻹腨(116の4)6暦、徙襲►(116の5) ○四、岩純器画作(116の6)○四、器画歌(117-A)○四、器画歌(117 -B) S () (117の2-A) S () (117の2-B) | 緑酒佐県酒海亭(118の2-A)の宮、緑酒佐県酒海亭(118の2 総重量限度緩和指定道路(118の3-A)の項、総重量 限吏篋和指定道路(11803−B)の頃、南さ艰吏篋和指定道路(1180) 4-A)の頃、高さ張吏籐和指定道路(118の4-B)の頃、高さ張吏籐 頃、道路の通称名(119-C)の頃、道路の通称名(119-D)の頃及び まわり道(120-A・B)の頃に定める案内標識の標識板(標識の標示板 をいう。以下同じ。) (方面及び方向 (108の2-C) 及びまわり道 (120 -B) の標識板を徐く。)、警戒標識の標識板並びに補助標識の標識板 の寸法は、別図第一から別図第四十八までに図示する寸法(その単位は センチメートルとする。以下同じ。)を基準とする。

第三項~第九頃(略)

(2)

案内標識 縁は、標識令別表第一案内標識の部分の待避所(116~5) の頃、駐車場(117-A)の頃及びまわり道(120-A・B)の頃に定 める慓織板(まわり道(120-A)の慓織板を徐く。)については九ミ リメートル、膘織令別表第一案内膘織の部分の都道存県道番号(1180) 2-A)の頃、総重量限度緩和指定道路(118の4-A)の頃、総重量 限 英 緩 和 指 定 道 路(118 の 4 - B)の 項 、 高 さ 限 吏 緩 和 指 定 道 路 (118 の5-A)の頃及び高さ吸糞緩和指定道路(118の5-B)の頃に定め る慄職板については十六ミリメートル、慄籠令別表第一案内慄識の部 分の登坂車線(117~3-A)の頃に定める標識板については十ミリメ ートル、慄識令別表第一案内標識の部分の都道府県道番号(118の2-B・C) の頃、酒路の運称在(119-A・B) の頃及び酒路の通称在(119 -C)の頃に定める慄職板については八ミリメートル、自動車専用道 路以外の道路の朦朧板については日本文字の大きさの二十分の一以上 の大さを基準とし、縁線及び区分線は、日本文字の大きさの二十分の 一以上の太さを基準とする。

11 (空)

をいう。以下同じ。) (方面及び方向 (108の 2 - C) 及びまわり道 (120 -B) の課職板を徐く。)、警戒課職の課職板並びに補助課職の課職板 の寸法は、別図第一から別図第四十八までに図示する寸法(その単位は センチメートルとする。以下同じ。)を基準とする。

第三頃~第九頃(烙)

0 (2)

案内標識 縁は、標識令別表第一案内標識の部分の待避所(116の 5) の頃、駐車蝪(117-A)の頃及びまわり道(120-A・B)の頃に定 める鰥織板(まわり道(120-A)の鰥織板を徐く。)については九ミ リメートル、膘織令別表第一案内膘織の部分の都道存県道番号(118) 2-A)の頃、総重量限度緩和指定道路(118の3-A)の頃、総重量 限 英 緩 和 指 定 道 路(118 の 3 - B)の 項 、 高 さ 限 吏 緩 和 指 定 道 路(118 9/4-A)の頃及び高さ吸動緩和指定道路(11804-B)の頃に定め る慄識板については十六ミリメートル、慄識令別表第一案内慄識の部 分の登坂車線(117~2-A)の頃に定める標識板については十ミリメ ートル、標識令別表第一案内標識の部分の都道府県道番号(118の2-B・C) の頃、 酒路の 運称 の (119 - A・B) の 頃 及 び 酒路 の 運 称 み (119 -C)の頃に定める標識板については八ミリメートル、自動車専用道 路以外の道路の膘職板については日本文字の大きさの二十分の一以上 の太さを基準とし、縁線及び区分線は、日本文字の大きさの二十分の 一以上の太さを基準とする。

11 (容)

- 朦讖や別表第一案内標識の部分の駐車場(117-A)の頃、都道府県道番6 - 驃讖や別表第一案内標識の部分の駐車場(117-A)の頃、都道府県道番

市 (118の2-A) の (2 ※ 経過過 (118の4-A) の (1180-4-A) の (1 総重量限度緩和指定道路(118の4-B)の頃、高さ限度緩和指定道路(118 の5-A)の頃、高さ張英媛和指定道路(118の5-B)の頃及びまわり道 (120-A・B) の頃に定める案内標識の標識板(まわり道(120-B)の |朦織板を徐く。) 並びに警戒隱識の隱識板については、安全かつ円滑な交| 通を図るため必要があるときは、当該慓職板の寸法(第五頃の規定により 大倍又は二倍に、それぞれ拡大することができるものとする。

| <u>転</u>酒審中(118の2−B・C)の頃、酒路の通棒を(119−A・B)の頃及|| <u>電酒</u>審中(118の2−B・C)の頃、酒路の通棒を(119−A・B)の頃及 - び道路の通称名(119-C)の頃に定める際職板については、安全かつ円滑|- び道路の通称名(119-C)の頃に定める課職板については、安全かつ円滑| な交通を図る必要があるときは、当該慄職板の寸法を一・五倍又は二倍に一 な交通を図る必要があるときは、当該慄職板の寸法を一・五倍又は二倍に、 それぞれ拡大することができるものとする。

第八頃~第十一頃 (略)

(略) 三

別表第一~第十 (略)

| 別図第三十 案内標識 登坂車線(11703-A)

図(路)

図(路)

|別図第三十五 | 案内標識 | 総重量限吏簽和指定道路(118の4-A)| 図 (容)

|別図第三十六 | 案内標識 | 総重量限度緩和指定道路(118の4-B)|

図 (容)

|別図第三十七 案内朦鶲 高さ限度緩和指定道路(118の5-A)| 図(器)

ゆ (118の2-A)の頃、総重量限度後和指定道路(118の3-A)の頃、 総重量限度緩和指定道路(118の3-B)の頃、高さ限度緩和指定道路(118 の4-A)の頃、高さ艰更緩和指定道路(118の4-B)の頃及びまわり道 (120-A・B)の頃に定める案内標識の標識板(まわり道(120-A)の | 朦朧板を徐く。) については、安全かつ円滑な交通を図るため必要がある| ときは、当該慄職板の寸法(第五項の規定により懶寸法を拡大する場合に 懶寸法を拡大する場合にあっては、当該拡大後の寸法)を一・三倍、一・│あっては、当談拡大後の寸法)を一・三倍、一・六倍又は二倍に、それぞ れ拡大することができるものとする。

7. 標識令別表第一案内標識の部分の登<mark>坂車線(11703-A)の項、</mark>都道内7. 標識令別表第一案内標識の部分の<mark>登坂車線(11705-A)の頃、</mark>都道内 それぞれ拡大することができるものとする。

第八頃~第十一頃 (略)

亲 三 (8)

別表第一~第十(路)

|別第一~第二十九(路)

|| 別図第三十 | 紫内標識 | 登坂車線(117の2-A)|

図(器)

|記図第三十一 | 案内課職 | 登坂車線(117の2-B)|

図 (器)

|別図第三十五 | 案内標識 | 総重量限度緩和指定道路(118の3-A)

図 (器)

|別図第三十六 案内標識 総重量限度緩和指定道路(118の3-B)

図 (容)

| 別図第三十七 | 案内標識 | 高さ限度緩和指定道路(118の4-A)

図(器)

松 旧後	
別図第三十八 <u>案内標識 高さ限度緩和指定道路(118の5-B)</u>	別図第三十八 <u>案内標識 高さ限度緩和指定道路(118の4-B)</u>
図 (と)	図 (と)
別図第三十九 案内標識 高さ限度緩和指定道路(118の5-C)	別図第三十九 <u>案内標識 高さ限度緩和指定道路(118の4-C)</u>
図 (と)	図 (と)
別図第四十 <u>案内標識 高さ限度緩和指定道路(118の5-D)</u>	別図第四十 <u>案内標識 高さ限度緩和指定道路(118の4-D)</u>
図 (と)	図 (と)
些図紙 日十 ∼ H + 力 (唇)	<u>民</u> 図第四十一~H十九(器)